

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

		認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護
代表者	→	認知症対応型サービス事業開設者研修			
		基準第 92 条	基準第 65 条	基準第 173 条	
管理者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		—			
		認知症対応型サービス事業管理者研修			
		基準第 91 条	基準第 64 条	基準第 172 条	基準第 43 条
計画作成 担当者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		基準第 90 条	—		
			小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		
			基準第 63 条	基準第 171 条	
介護 従事者	→	(短期利用共同生活介護 のみ)	＊「実践者研修」は身体介護に関する基本的知識・技術を有し 2 年以上の経験者が対象 ＊「実践リーダー研修」は介護保険サービス事業所等において 5 年以上介護業務経験を有し、かつ、「実践者研修」修了後 1 年以上経過している者が対象。ただし、介護保険施設・事業所 等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介 護福祉士資格を取得した日から起算して 10 年以上、かつ、1800 日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を 有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、規定に関わらず研修対象者とする。 ＊小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 の計画作成担当者（予定者）は「計画作成担当者研修」の修了と 介護支援専門員の資格が必要（サテライト型は介護支援専門員以 外の者も可）		
		認知症介護実践研修 「実践者研修」			
		—			
		認知症介護実践研修 「実践リーダー研修」			
		厚生労働大臣が定める 施設基準（厚生省告示 第 26 号 19 ロ（5））			

各研修と推薦理由項目の組み合わせ

□認知症介護実践研修「実践者研修」
＊認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
＊認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件
＊短期利用共同生活介護の介護従事者要件
□認知症介護実践研修「実践リーダー研修」
＊短期利用共同生活介護の介護従事者要件
□認知症対応型サービス事業開設者研修
＊認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の代表者要件
□認知症対応型サービス事業管理者研修
＊認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
□小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
＊小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件